

空家等対策について

《経過》

平成 26 年 11 月 27 日 空家等対策の推進に関する特別措置法 公布
 平成 28 年 4 月 1 日 区役所に相談窓口を設置
 平成 28 年 11 月 大阪市空家等対策計画 策定
 平成 29 年 2 月 16 日 大阪市鶴見区空家等対策アクションプラン（素案） 公表

・「空家等」とは（空家等対策の推進にかかる特別措置法（以下「空家法」）第 2 条第 1 項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。

・「特定空家等」とは（空家法第 2 条第 2 項）

空家等のうち、次の 4 つのいずれかに該当する空家等をいう。

- 【1】そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 【2】そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 【3】適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 【4】その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【1】



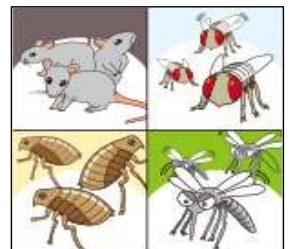
【2】



【3】



【4】



空家の適正管理

空家を適正管理する義務は所有者にあり、空家法の施行により、特定空家等に該当する空家等について、適正管理をしていない所有者に対して、市町村が助言、指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合は命令を出すことができるようになりました。